

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
政策経営部
政策総務課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目次

条 例

- 条例第17号 宇治市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 ……（年金医療課）…2

規 則

- 規則第22号 宇治市財務規則の一部を改正する規則 ……（契約課）…2

告 示

- 告示第89号 市道路線の区域の変更 ……（建設総務課）…3
○告示第90号 市道路線の供用の開始 ……（建設総務課）…3
○告示第91号 自動車臨時運行許可番号標の失効 ……（市民課）…4
○告示第92号 議決予算の公表 ……（財務課）…4
○告示第93号 収納の事務の委託 ……（経営戦略課）…5
○告示第94号 収納の事務の委託 ……（経営戦略課）…5
○告示第95号 指定代理納付者の指定 ……（経営戦略課）…5
○告示第96号 収納の事務の委託 ……（経営戦略課）…5
○告示第97号 指定代理納付者の指定 ……（経営戦略課）…5

公 告

- 公告第21号 農用地利用集積計画の縦覧 ……（農林茶業課）…5

公 平 委 員 会

- 規則第4号 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 …… 5

監 査 委 員

- 公表第6号 定期監査の結果の報告 …… 6

公 営 企 業

- 公告第16号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定 …… 6

正 誤

- 2020年（令和2年）5月1日付け宇治市公報第2293号 …… 7

条 例

宇治市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和2年5月7日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第17号

宇治市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
宇治市後期高齢者医療に関する条例（平成20年宇治市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する期間における本市において行う事務の特例）

第4条 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和2年京都府後期高齢者医療広域連合条例第5号）附則第2項に規定する期間における第2条の規定の適用については、同条中「(8) 前各号に掲げる事務に付随する事務」とあるのは、

「(8) 広域連合条例附則第8項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

(9) 前各号に掲げる事務に付随する事務」
とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（揭示済）

規 則

宇治市財務規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第22号

宇治市財務規則の一部を改正する規則

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第63条各号列記以外の部分中「またないで、支出調査決定」を「待たないで、支出の調査決定」に改め、同条第1号中「、賃金」を削り、同条第4号中「寄付金」を「寄附金」に改め、同条第8号中「、市」を「、本市」に改める。

第64条第1項各号列記以外の部分中「、退職年金、賃金」を「及び退職年金」に、「決定」を「調査決定」に改め、同項第1号から第3号までの規定中「基づく」を「よる」に改め、同項第4号中「、船員保険法（昭和14年法律第73号）」を削り、「、雇用保険法」を「及び雇用保険法」に、「及び日雇労働者健康保険法（昭和28年法律第207号）」に基づく」を「による」に改め、同項第5号中「定める」を「掲げる」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「従い、それぞれ当該」を「応じ、当該」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 所得税 国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）第16条第1項に規定する納付書及び所得税法施行規則（昭和40年大蔵省令第11号）第80条に規定する計算書

(2) 府民税及び市町村民税 市町村別の納付書

第64条第2項第4号中「、船員保険料、日雇労働者健康保険料」を削り、同項第5号中「定める」を「掲げるもの」に改め、同号

を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 雇用保険料 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号）第24条第3項、第25条第3項及び第33条第2項に規定する申告書

第67条各号列記以外の部分中「資金前渡できる」を「資金を前渡することができる」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

第113条第1項第8号中「損害金」を「損害金、履行の追完、代金の減額及び契約の解除」に改め、同項中第10号及び第11号を削り、第12号を第10号とし、第13号を第11号とし、同条第2項本文中「付属書類」を「附属書類」に改める。

第132条を次のように改める。

第132条 削除

第134条第1項に次のただし書を加える。

ただし、契約の目的及び取引上の社会通念に照らして相手方契約者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

第137条第1項に次のただし書を加える。

ただし、同項第1号に該当して契約を解除する場合において、契約の目的及び取引上の社会通念に照らして相手方契約者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

第137条第2項中「前項の場合」を「前項本文の場合」に、「とき又は」を「とき、又は」に、「、前項の違約金」を「、同項本文の違約金」に、「補てんされる」を「補填される」に改め、同条第3項中「には遅延賠償金」を「は、遅延賠償金」に改める。

第230条第1項各号列記以外の部分中「第243条の2第1項各号」を「第243条の2の2第1項各号」に、「、又は」を「又は」に、「、市」を「、本市」に改め、同項第1号中「職氏名」を「職及び氏名」に改め、同条第2項第3号中「市」を「本市」に、「補てん」を「補填」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「第243条の2第1項各号」を「第243条の2の2第1項各号」に、「従い」を「応じ」に改め、同項第1号及び第2号中「第5条第2項の規定により」を削り、同項第3号中「確認」を「規定による確認」に改め、「第5条第2項の規定により」を削り、同項第4号中「支払い」を「支払」に、「若しくは第2項又は第89条第4項で準用する第82条第1項若しくは」を「又は」に改め、同項第5号中「第130条第1項又は第132条第1項の規定により契約権者から監督又は検査を命ぜられた職員」を「監督職員又は検査職員」に改める。

別表第1中

1 報酬 2 給料	支出を決定しようとするとき。	支出決定のとき。	当該給与期間分に係る金額	支給調書	
3 職員 手当等 4 共済 費	支出を決定しようとするとき。	支出決定のとき。	支出しようとする額		

」

を

1 報酬 2 給料	支出を決定しようとするとき。	支出決定のとき。	当該給与期間分に係る金額	(1) 支給 調書 (2) 第6 4条第	
--------------	----------------	----------	--------------	-------------------------------	--

				2 項に 規定す る書類	
	雇入れ ようとする とき。	雇入れの とき。	標準報酬 と雇入人 員との精 算額	雇入関係 書類	
3 職員 手当等 4 共済 費	支出を決 定しようと するとき。	支出決定 のとき。	支出しよ うとする 額	(1) 支給 調書 (2) 第 6 4 条第 2 項に 規定す る書類	

に、「第 6 3 条」を「第 6 4 条第 2 項」に、

7 賃金	雇入れよ うとする とき。	雇入れの とき。	標準賃金 と雇入人 員との精 算額	雇入関係 書類	
8 報償 費	交付を決 定しようと するとき。	交付決定 のとき。	交付を要 する額	支出負担 行為伺書	
	購入契約 を締結し ようとする とき。	購入契約 を締結す るとき。	購入契約 金額		

を

7 報償 費	交付を決 定しようと するとき。	交付決定 のとき。	交付を要 する額	支出負担 行為伺書	
	購入契約 を締結し ようとする とき。	購入契約 を締結す るとき。	購入契約 金額		

に、「」を「」に、「10」を「9」に、「

9 旅費 8 旅費

ときまたは」を「とき、又は」に、「額または」を「額又は」に、「11」を「10」に、「12」を「11」に、「13」を「12」に、「14」を「13」に、「15」を「14」に、「16」を「15」に、「17」を「16」に、「18」を「17」に、「19」を「18」に、「20」を「19」に、

「」を「」に、「22」を「21」

21 貸付金 20 貸付金

に、「補てん」を「補填」に、「23」を「22」に、「24」を「23」に、「出資金または払込み」を「出資金又は払込み」に、「出資または払込み決定」を「出資決定又は払込決定」に、「出資または払込みを」を「出資又は払込みを」に、「25」を「2

4」に、「」を「」に、「寄付を」

26 寄付金 25 寄附金

」を「寄附を」に、「寄付決定」を「寄附決定」に、「寄付しよう」を「寄附しよう」に、「寄付中込書」を「寄附中込書」に、「27」を「26」に、「28」を「27」に改める。

別表第 8 中「行政経営課長」を「政策総務課長」に、「文化自治政策推進課長」経営戦略課長」振興課長」を「自治振興課長」に、「生涯学習課長」を文化スポーツ課長」

「生涯学習課長」に、「青少年指導センター所長」を博物館管理課長」源氏物語ミュージアム館長

源氏物語ミュージアム企画管理係長」「源氏物語ミュージアム館長」に、「広野公民館長」を「広野公源氏物語ミュージアム主幹」大久保幼稚園長」民館長」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(揭示済)



宇治市告示第 8 9 号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和 2 年 5 月 2 2 日から 1 4 日間

令和 2 年 5 月 2 2 日

宇治市長 山本 正

路 線 名	区 間	前 後 別	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
横 島 町 9 1 号 線	横島町大幡 3 6 番地	前	4 . 9	2 1 . 3	
	横島町大幡 3 6 番地				
	横島町大幡 3 6 番地	後	4 . 9 ～ 6 . 0	2 1 . 3	
	横島町大幡 3 6 番地				
大 久 保 町 3 号 線	大久保町田原 8 0 番地の 1 (右)	前	3 . 8 ～ 5 . 8	2 2 . 2	
	大久保町田原 8 0 番地の 1 (右)				
	大久保町旦棕 1 2 5 番地の 1 1	後	3 . 8 ～ 6 . 8	2 2 . 2	
	大久保町旦棕 1 2 5 番地の 1 1				

宇治市告示第 9 0 号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和 2 年 5 月 2 2 日から 1 4 日間

令和 2 年 5 月 2 2 日

宇治市長 山本 正

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
榎島町9 1号線	榎島町大幡36番地 榎島町大幡36番地	令和2年5月22日
大久保町 3号線	大久保町旦椋125番地の11 大久保町旦椋125番地の11	令和2年5月22日

宇治市告示第91号

自動車臨時運行許可番号標の失効について
次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので告示します。
令和2年5月22日

宇治市長 山本 正

臨時運行許可番号標 番号	失効年月日	被貸与者氏名	貸与年月日
京都 699 宇治	令和元年6 月3日		令和元年5 月30日

宇治市告示第92号

議決予算の公表について

令和2年5月招集の宇治市議会臨時会において議決された予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和2年5月22日

宇治市長 山本 正

令和2年度宇治市一般会計補正予算（第2号）

令和2年度宇治市の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,385,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82,086,100千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
16.国 庫 支 出 金		11,692,374	19,175,100	30,867,474
	1. 国 庫 負 担 金	10,355,383	10,800	10,366,183
	2. 国 庫 補 助 金	1,283,267	19,164,300	20,447,567
20.繰 入 金		493,088	210,000	703,088
	1. 基 金 繰 入 金	493,088	210,000	703,088
歳 入 合 計		62,701,000	19,385,100	82,086,100

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
3.民 生 費		29,239,812	19,002,400	48,242,212
	1. 社 会 福 祉 費	12,974,220	18,774,400	31,748,620
	2. 児 童 福 祉 費	11,158,549	228,000	11,386,549
4.衛 生 費		4,599,454	12,400	4,611,854
	1. 保 健 衛 生 費	1,878,871	12,400	1,891,271
6.農 林 水 産 業 費		283,448	1,000	284,448
	1. 農 業 費	195,644	1,000	196,644
7.商 工 費		1,991,976	369,300	2,361,276
	1. 商 工 費	1,991,976	369,300	2,361,276
歳 出 合 計		62,701,000	19,385,100	82,086,100

宇治市告示第93号

収納の事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、インターネットを利用して納付される「ふるさと応援寄附金」に係る寄附金の収納の事務を、次の私人に委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和2年5月22日

宇治市長 山本 正

- 1 受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社トラストバンク
東京都目黒区青葉台三丁目6番28号
- 2 委託事務
インターネットを利用して納付される「ふるさと応援寄附金」に係る寄附金の収納
- 3 委託期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

宇治市告示第94号

収納の事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、インターネットを利用して納付される「ふるさと応援寄附金」に係る寄附金の収納の事務を、次の私人に委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和2年5月22日

宇治市長 山本 正

- 1 受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社さとふる
東京都中央区京橋二丁目2番1号
- 2 委託事務
インターネットを利用して納付される「ふるさと応援寄附金」に係る寄附金の収納
- 3 委託期間
令和2年4月27日から令和3年3月31日まで

宇治市告示第95号

指定代理納付者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定したので、宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）第47条の2の規定により告示します。

令和2年5月22日

宇治市長 山本 正

- 1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地
ソフトバンクペイメントサービス株式会社
東京都港区東新橋一丁目9番2号
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入
インターネットを利用して納付される「ふるさと応援寄附金」に係る寄附金
- 3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
令和2年4月27日から令和3年3月31日まで

宇治市告示第96号

収納の事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、インターネットを利用して納付される「ふるさと応援寄附金」に係る寄附金の収納の事務を、次の私人に委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和2年5月22日

宇治市長 山本 正

- 1 受託者の名称及び主たる事務所の所在地
ペリトランス株式会社
東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
- 2 委託事務
インターネットを利用して納付される「ふるさと応援寄附金」に係る寄附金の収納
- 3 委託期間
令和2年4月28日から令和3年3月31日まで

宇治市告示第97号

指定代理納付者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定したので、宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）第47条の2の規定により告示します。

令和2年5月22日

宇治市長 山本 正

- 1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地
ペリトランス株式会社
東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入
インターネットを利用して納付される「ふるさと応援寄附金」に係る寄附金
- 3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
令和2年4月28日から令和3年3月31日まで

公 告

宇治市公告第21号

農用地利用集積計画の縦覧について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供します。

令和2年5月7日

宇治市長 山本 正

- 1 縦覧に供する農用地利用集積計画
令和2年度第1号
- 2 関係書類の縦覧期間
令和2年5月7日以後、常時備え置くこととします。
- 3 関係書類の縦覧場所
宇治市産業地域振興部農林茶業課

(揭示済)

公平委員会

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和2年5月1日

宇治市公平委員会

委員長 後藤 美穂

宇治市公平委員会規則第4号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年宇治市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長部局の項中「除く。）」を「除く。） 担当室長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（揭示済）

監 査 委 員

宇治市監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和2年5月1日

宇治市監査委員

森 真二

松岡 ゆかり

鳥居 進

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象

令和元年度総務部及び選挙管理委員会事務局の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

市有地貸付料収入状況（管財課）

市有零細財産売却収入収入状況（管財課）

庁舎使用料収入状況（管財課）

住民訴訟賠償金収入状況（契約課）

報償費支出状況（契約課）

委託料支出状況（総務課、IT推進課、管財課、契約課、選挙管理委員会事務局）

賃借料支出状況（IT推進課）

負担金支出状況（選挙管理委員会事務局）

補助金支出状況（総務課）

備品管理状況（総務課、IT推進課、管財課、契約課、選挙管理委員会事務局）

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着目し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、総務部総務課、IT推進課、管財課、契約課及び選挙管理委員会事務局における事務事業のうち、主として平成31年4月1日から令和元年12月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証憑書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和2年2月3日から3月5日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、同年3月24日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

記

1 総務課

(1) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

(2) 補助金支出状況について

適正に処理されていた。

(3) 備品管理状況について

適正に管理されていた。

2 IT推進課

(1) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

なお、平成28年度の前回定期監査において、受託者が業務の一部を再委託する場合に承諾を行う時期について、業務の着手より前でなければな

らないところ、業務の着手以後となっている事例が見受けられたと指摘した点については改善されていた。

(2) 賃借料支出状況について

適正に処理されていた。

(3) 備品管理状況について

適正に管理されていた。

3 管財課

(1) 市有地貸付料収入状況について

適正に処理されていた。

(2) 市有零細財産売却収入収入状況について

適正に処理されていた。

(3) 庁舎使用料収入状況について

適正に処理されていた。

なお、前回定期監査において、庁舎使用料徴収事務は私人に委託されているところ、受託者による収納金の納付が、契約書所定の納期限から遅延している事例が見受けられたと指摘した点については改善されていた。

(4) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

なお、前回定期監査において、支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した点については改善されていた。

(5) 備品管理状況について

適正に管理されていた。

4 契約課

(1) 住民訴訟賠償金収入状況について

債権回収の遅れが見受けられた。今後は、必要な手続及び事務処理を進められ、早急に債権回収されることを求める。

(2) 報償費支出状況について

適正に処理されていた。

(3) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

(4) 備品管理状況について

適正に管理されていた。

5 選挙管理委員会事務局

(1) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

(2) 負担金支出状況について

適正に処理されていた。

(3) 備品管理状況について

適正に管理されていた。

第7 要望事項

(1) 既存システムの保守管理に関する業務委託契約の多くが特命随意契約である状況が継続している。委託経費の適正化を図る観点からも、競争性や透明性を担保できるよう、個々の契約ごとに契約内容が適正であるか精査されたい。

(2) 令和2年度の監査等計画では、事務の執行が法令等に適合して正確であるかはもとより、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか、組織及び運営の合理化に努めているかに主眼を置いて監査を実施することとしている。職員各位にあっては、現状に満足することなく、問題意識をもって事務事業を見直し、創意工夫によって業務の改善に努められたい。

（揭示済）

公 営 企 業

宇治市上下水道事業公告第16号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、令和2年5月7日付で、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

令和2年5月22日

宇治市長 山本 正

指定番号 第479号 株式会社ネクサス

指定番号 第480号 株式会社協立工業所

指定番号 第481号 成匠建設

正 誤

2020年（令和2年）5月1日付け宇治市公報第2293号中

ページ	欄	行	誤	正
1	左	3行目	条例施行規則	条例施行規則

